

2016年 3月 12日

第1条 海外で開催される国際会議における IEEE 名古屋支部所属の学生員の研究発表を奨励することを目的として「国際会議研究発表賞」を設け、この規定により行う。

第2条 選奨の種類は、IEEE名古屋支部学生員 国際会議研究発表賞（以下、国際会議発表賞とよぶ）とする。

第3条 国際会議発表賞は、IEEEに関わる学問や技術の分野において、研究成果を自ら学会等で発表する名古屋支部に属する学生員を対象とする。

第4条 国際会議発表賞を申請する資格を有する者は、つぎの条件を満たす者とする。

- イ. IEEE名古屋支部所属の学生員、もしくは受賞時点までに会員申請を済ませている学生であること。
- ロ. 申請時点で、国外で開催される IEEE 主催の国際会議において発表が終了または予定されていること。発表期間については、附則で定める。
- ハ. 過去に本国際会議発表賞を受けていない者であること。

第5条 原則として発表終了後に、申請書を次の書類とともに提出するものとする。

- イ. 選考調査書、指導教員の所見（推薦書）
- ロ. 講演論文の写し
- ハ. 参加章のコピー

第6条 受賞者の選定は審査委員会の評価を基に役員会・理事会で決定する。

第7条 国際会議発表賞は、各年度の発表賞予算の枠内で選定し、大学間、分野間において受賞者数に偏りが生じないように極力考慮する。

第8条 国際会議発表賞受賞者へ副賞として、附則(4)に定める金額を一律に支給する。

第9条 表彰は原則として役員会・理事会開催日に行う。

第10条 国際会議発表賞の対象者（申請者）が発表を行わなかった場合は、賞を辞退しなければならない。

第11条 この基準の改正は役員会・理事会によって行われる。

第12条 この基準は2016年度の募集より実施する。

#### 附則

本事業について以下の特例を設ける。

- (1) 国際会議発表賞の申請締切は各年度の2月末とする。決定は同年度の3月とする。
- (2) 賞の対象は、申請年度の4月1日から3月31日までに発表済または発表予定の申請とする。
- (3) 審査委員会は該当年度の役員・理事で構成する。
- (4) 副賞は1件30,000円を上限として審査委員会が提案し、役員会・理事会で決定する。